児童福祉・母子保健対策等の動向

(*)

厚生労働省子ども家庭局 母子保健課



児童福祉・母子保健対策

1 成育基本法と健やか親子21(第2次)について

2 食育推進基本計画について

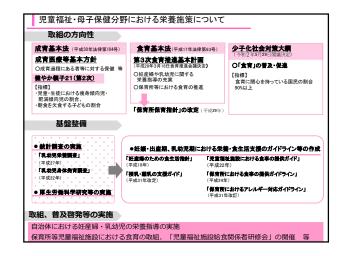
3 保育所等における食育の推進について

健康づくり・栄養対策

1 新型コロナウイルス感染症対応関係について

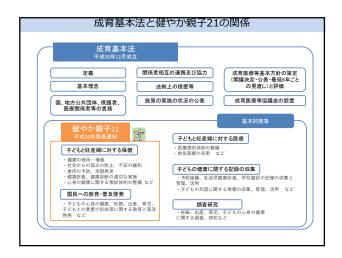
2 今年度の栄養施策計画について

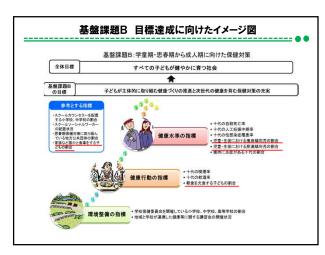


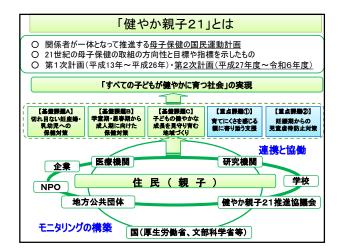


成育基本法における食育等の位置付け (教育及び普及啓発) 第14条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに 妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着 の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産 婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため 成育過程 にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育(<u>食育を含む。</u>)並びに広報活動等を通 じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」 骨子 (案) 2 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項 (2) 成育過程にある者等に対する保健 ③乳幼児期の保健対策 れが几本がVRMは74年 - 乳幼児に対する栄養指導 - 子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進のため、家庭や地域等が連携した食育 - 乳幼児期の特性を踏まえた保育所、幼稚園及び学校等におけるアレルギー疾患を有する子 どもへの対応 ④児童期及び思春期の保健対策 児童期・思春期を通し、生涯の健康づくりに資する食生活や運動等の生活習慣の形成のた めの健康教育 (3) 教育及び普及啓発

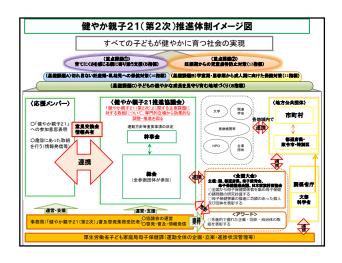
・ 子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進のため、 家庭や地域等が連携した食育 (再掲) 出典:第4回成育医療等協議会(令和2年6月25日開催)資料















「第3次食育推進基本計画」に基づく 母子保健及び児童福祉分野における食育の推進について (平成28年4月1日雇児母発0401第2号雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)

1 地方公共団体による食育推進計画の見直し等への参画について

第3次食育推進基本計画の決定に伴う各都道府県・保健所設置市・特別区における食育推進計画 の見直しに当たっては、「健やか親子21(第2次)」や、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画も踏まえ、妊産婦や乳幼児をはじめとした子どもの健全な食生活の重要性の観点から、食育推進計画の見直しに参画すること。

2 母子保健及び児童福祉分野における食育の取組の推進について

- を推進すること。
- 3 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について

地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、<u>食育に係る様々な</u> 関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組を推進すること。

第3次食育推進基本計画 <平成28~32年度>

(平成28年3月18日食育推進会議決定)

〇食育基本法(平成17年6月17日法律第63号)第16条に基づき、「食育の推進に関する 施策が総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係閣 僚、民間有識者で構成)が作成。

〇母子保健・児童福祉分野では、「家庭における食育の推進(妊産婦及び乳幼児の栄養 指導)」、「学校、保育所等における食育の推進(就学前の子供たちに対する食育の推進)」等が盛り込まれている。

> はじめに 1. 食をめぐる現状 2. これまで 第2 食育の推進の目標に関する事項 1.目標の考え方 2.食育の推進に当たっての目標 第3 食養の報合的な保証に関する事項 日本的な機関 1、家はにおする場所の課金 1、家はにおする場所の課金 3、本版におする場所の構造 4、実際代表書記の課制 5、生産により業化の実施の課金、環点と認知のとれた意味条単の活性化等 6、変化の機能がという記憶を、の実施等 7、実施のなどは、未来をその情かませ、同様、の情報の提供及び国際 ※それぞれの事項について、以下の項目を記述。(1)現状と今後の方向性、(2)取り組むべき施質 第4 食用の指達に関する簡繁を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 1. 契称な物味の連携・返力の波化 2. 地方以対理による産業計画の地理号とこれに基づく指集の促進 3. 補給的な情報をは、各種制度の地理号とこれに基づく指集の促進 5. 基本計画の配慮の場合が単純と以同の態度の単等の・重点的原則 5. 基本計画の配慮の場合が単純と以同の態度の単等の・重点的原則

「第3次食育推進基本計画」に基づく 保育所における食育の推進について

(平成28年4月1日雇児保発0401第1号雇用均等・児童家庭局保育課長通知)

1 保育所における「食育の計画」の見直し等について

第3次食育推進基本計画の決定を踏まえ、保育所において、施設長、保育士、栄養士、調理員等の協力の下、各地域や施設の特性に応じた食育の計画の見直しや策定が推進されるよう、支援すること。

2 保育所における食育の取組の推進について

- (1)多様な暮らしに対応した食育の推進について

- 1.1) 季様な場合しにス別的した改育の推進について ・子ともの成長や発達に合わせた切れ目のない取組を推進するため、「保育所における食育に関す ・予能や地域とも連携の下、楽しくはに関する体験ができるような取組を推進すること。 ・容暗ややせせとも選びその保護者のみならず、地域における子育で家庭からの乳幼児の食に関する 相談への対応や情報提供等に努めるなど、保育所を拠点とした積極的な取組を推進すること。

- (2)食の循環や環境を意識した食育の推進について ・生産から消費までの一連の食の循環を体験を通じて意識できるよう工夫すること。 ・「もったいない」という精神で、食べ物を無駄にせず、食品ロスの削減等に取り組むなど、環境にも 配慮した取組を推進すること。
- (3)食文化の継承に向けた食育の推進について

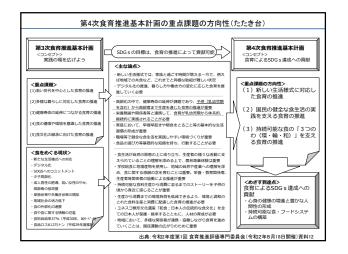
・郷土料理、伝統食材、食事の作法等、<u>伝統的な食文化に関する関心と理解が深まるような体験や</u> 保護者への情報提供も含めた取組を推進すること。

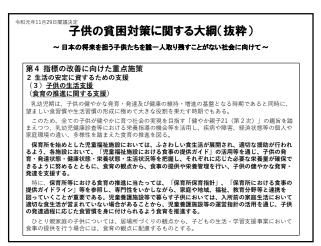
3 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について

か方公共日本、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、<u>食育に係る様々な</u> 関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組を推進すること。

第3次食育推進基本計画 重点課題 これまでの取組 第2次食育推進基本計画(平成23年~27年)に基づく取組として、家庭、学校等、地域において食育を推進 食をめてる状況 の変化 ・ 日本に世代の食育の実践に関する改善、光実の必要性 の変化 ・ 日本帯域の変化 ・ 日本帯域の変化 ・ 日本帯域の変化 ・ 日本帯域の変化 ・ 日本帯域の変化 ・ 日本の状況を示す何に対する支援の推進 ・ 日本の状況を示すれるがする支援の推進 ・ 日本の状況を示すれる。日本の支援・ 日本の支援・ <1>若い世代を中心とした食育の推進 ➤若い世代自身が取り組む食育の推進、次世代に伝えつなげる食育の推進 <2>多様な暮らしに対応した食育の推進(新) >様々な家族の状況や生活の多様化に対応し、子供や高齢者を含む全ての国民が個金で完実した食生活を実現できるような食体験や共食の機会の提供 <4>食の循環や環境を意識した食育の推進(新) >食の生産から消費までの食の循環の理解、食品ロスの削減等の推進 <5>食文化の継承に向けた食育の推進(新) >和食、郷土料理、伝統食材、食事の作法など伝統的な食文化への理解等の 単准 **は少なが** ①子供から高齢者まで、生涯を通じた取組を推進 ②個、地方公共団体、教育関係者、最林漁業者、食品関連事業者、ポランティアなどが主体的かつ多様に連携・協働しながら取組を推進

第4次食育推進基本計画の	 作成に向けたスケジュール(予定)
	11/2014/17/02/77 = 72 (1/22)
<第4年度(令和元年度)>	
第3次基本計画の進捗状況及び 第4次基本計画作成に向けた主な論点	令和2(2020)年3月
<第5年度 令和2(2020)年度>	
パブリックコメント	令和2(2020)6月5日~7月4日
重点課題等ヒアリング ①	令和2(2020)年8月18日
重点課題等ヒアリング ②	· 令和2(2020)年10月1日
重点課題の方向性	THE (2020) 4 TO H T E
第4次基本計画骨子(案)	令和2(2020)年11月下旬~12月上旬
第4次基本計画(案)	令和3(2021)年1月中下旬
パブリックコメント	令和3(2021)年1月中下旬 ~(最短2週間程度)
第4次基本計画(案)	令和3(2021)年3月上中旬
第4次基本計画の決定(食育推進会議)	令和3(2021)年3月
出典	令和2年度第1回 含膏推進評価専門委員会(令和2年8月18日開催)資料

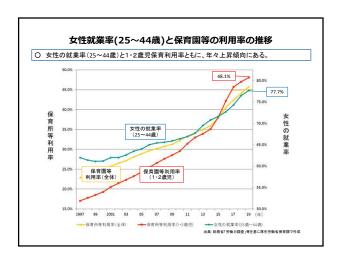


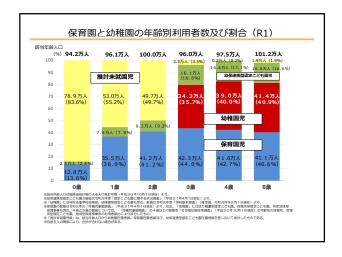














保育所保育指針について

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉施設最低基準)

(保育の内容)

【保育所保育指針の趣旨】(保育所保育指針「第1章 総則」より)

- -・保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- ・各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実 情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

【策定及び改定の経緯】

- ・昭和40年8月「保育所保育指針」策定
- ・平成2年3月改訂 養謙機能の明確化・保育内容の年齢区分の細分化・保育内容の改正(6領域→5領域)等
- 平成11年10月改訂 子育で支援、職員の研修、保育士の保育姿勢、SIDS予防、児童虐待対応 等 平成20年3月改定 保育所保育の特性(養護と教育の一体的展開等)の明確化・保育課程の編成・自己評価の

⇒平成29年3月改定(平成30年4月適用)

保育所保育指針

(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)抜粋

第3章 健康及び安全

2 食育の推進

(1)保育所の特性を生かした食育

- ア 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培 うことを目標とすること。
- 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食 事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。
- ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育 計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

(2)食育の環境の整備等

- 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理 する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる ・ 保育環境に配慮すること。
- イ 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。ま た、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られる よう努めること。
- ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、 嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場 合は、専門性を生かした対応を図ること。

保育所保育指針の改定について ○ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働 大臣が定める指針(保育所保育指針)に従う。 に)。 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)第35条。

保育所保育指針について

- 保育所保育指針については、各保育園の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度 改定されており、直近では平成20年に改定を行ったところ。
- 〇 平成30年度改定に当たっては、
- ①平成20年の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化 ※保容開刊用服養教の増加、スピースをて支援範制度の施行。開発機構 。 対広件数の増加等
- ②幼稚園教育要領の改訂に向けた検討の状況 ※中央教育審議会の下の幼児教育部会においても同時期に審議
- 等を踏まえて検討を行った。

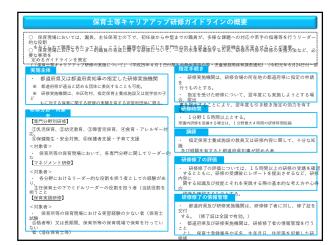
- 平成30年 改定に向けた検討状況・スケジュール 〇 社会保障審議会児童部会に「保育専門委員会」(委員長: 汐見稔幸白梅学園大学長)を設置し検討。
- 平成28年12月21日に議論のとりまとめを公表。議論のとりまとめを受け、平成29年3月31日に指針を 大臣告示。1年の周知期間をおいて、平成30年4月から適用。

栄養管理加算の拡充 ○ アレルギー等への対応や食育の推進のため、栄養士を雇用等している保育所等に対する栄養管理加算の充実を図る。 食事の提供に当たり、栄養土を活用してアレルギー、アトビー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対して、これらに要する費用の相当額を加算する。 【加算要件・加算額】 (参考) 見直し前 ・栄養士の活用に当たっては、周用形象を附わず、嘱託 する場合や、<u>調理量</u>として栄養土を雇用している場合 も対象となる。 年間を通して活用している場合に対象とする(年度改 年間を通して活用している場合に対象とする(年度改 年間を通して活用(側面からクリ以上となること。) している場合に対象とする。) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託 する場合や、<u>超理員等</u>として栄養士を雇用している場 合も対象となる。 加加要件 <イメージ> 年額12万円 1号認定 2・3号認定 約80万円 約90万円 加算額 約50万円 約60万円

30







食品衛生法改正のポイント(平成30年6月13日公布)

原則全ての事業者に"HACCPに沿った衛生管理を制度化"

〇令和3年6月1日から、集団給食施設を含む原則全ての事業者に、HACCPに沿った衛生

管理の実施が義務付けられます。 ○食品衛生責任者を選任し、その方を中心に衛生管理計画・手順書の作成や記録の保存

·医師、歯科医師、薬剤師、調理師、栄養士等の他、都道府県知事等が行う講習会(1日程度)を受講した方も食品衛生責任者となることができます。

○衛生管理計画等は、事業者団体が作成した手引書を参考に作成してください。

・調理を行う事業者向けの手引書としては、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書(小規模な一般 飲食店事業者向け)」や「旅館・ホテルにおけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理手引書」等があります。

・手引書は厚生労働省HPからダウンロードできます。 isakunitsuite/bunya/0000179028 00003.html)

〇「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)は、HA CCPの概念に基づき作成したものです。本マニュアルに沿った衛生管理がしっかり実施で きていれば、新たな対応は必要ありません。

"営業届出制度"の創設

○営業届出制度が、令和3年6月1日に施行されます。集団給食施設を含む事業者は、保健所に届出を行う必要があります。

研修分野	ねらい	内容	研修分野	ねらい	内容		
①乳児保育 (主に0歳から 3歳 未満児向けの保 育内容)			金食育・ アレルギー対応	・食育に関する理解を認め、適切に 食質が高め付成と無償ができる力を 養う。 ・アレルギー対応に関する理解を 深め、適切にアレルギー対象を行う ことができる力を養う。 ・物の複音が収金的常及が影響 ・対応に関する通知なのかに 対応に関する通知なのかに 対応に関する通知なかなのである。 ける。	・突奏に関する基礎知識 ・食育計画の存成と返得 ・アレルギー疾患の頻繁 ・保育所における食事の提供がイドライ ・保育所におけるでレルギーがだがイト		
②幼児教育 (主に3歳以上児 向けの保育内容)			⑤保健衛生・ 安全対策	・保健衛生に関する機能を深め、 透いに保健計画の作品とは例が である力を含う。 ・変かが無に関する機能を深め、 透れて対策を消化さととができる力 を表う。 ・物の信者士学に保健衛生・変を 対地に関する機能の出席及び指導 ができるよう。実践的な能力を身に 付ける。	・保護計画の作成と活用 ・事故的企及び健康安全管理 ・保育所における認識的理想がイドライ ・保育の他において遊聴を介して認定す 物力を発生するためのがイドライン ・教育・保育部別等における事故的と見 事故を定当のが応のためのがイドライ		
・ 原表が発に関する物を単元。 水のは形があれる形式。 後の ・		⑥保護者支援・ 子育で支援	・ 保護有支援・予育工支援に関する 類略を採め、透切支援を行うこと ができる力を養い、他の保育士等に 保護を支援・予育工支援に関する 適切な前別が組織ができるよう、 実践的な能力を発力を身に付ける。	- 保険を支援・予育て支援の専員 ・保護者に対する指定技術 ・地域における予育て支援 ・虐待予的 ・関係機関との連携、地域政策の返得			
研修分野	ねらい	内容	研修分野	ねらい	内容		
マネジメント	・ 本は保育士の下でとドルリーダー の役割を持う立場に求められる役割 と知識を理解し、自識の円能を選官 と保育の見を乗めるために必要な マネジメント・リーダーシップの能力を 身に付ける。	マネジメントの機解リーダーシップ・振興自得の設定・人材育成・働きやすい環境づくり	保育実践	 テともに対する無解を深め、保育 者が高等的に様々な遊びと環境を 速じた保育の展開を行うために必要 な能力を身に付ける。 	・保育における環境構成 ・子どもとの関わり方 ・身体を使った遊び ・容集・音楽を使った遊び ・物を使った遊び		

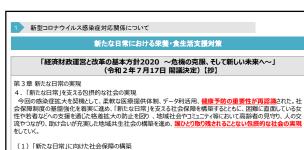
健康づくり・栄養対策の推進



厚生労働省健康局健康課 栄養指導室



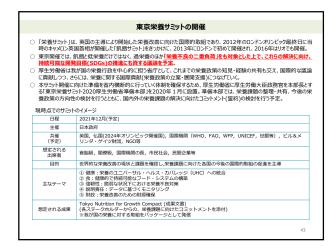




(1) 新たな日常に向けた社会保障の構築 現下の情勢を踏まえ、当面の重要課題として、感染症の影響を踏まえ、新規感染者数の増大に十分対応するこ とができる医療提供体報に向けて万全の準備を進めておく必要がある。また、検査体制の強化、保健所の体制強化 及びラスター対策の強化等に取り組むとともに、外社自粛下において再窓識された日々の健康管理の重要性を踏 孝え、エピランスに基づく予防・健康でくり、重症化予防の配積もより、開催する。 今般の際染症に係る施策の実施状況等の分析・評価を踏まえつン、その重要性が再認識された以下の取組をより 一個推進する。今般の診察機関等の対応、病法・宿泊廃養施設の確保状況、情報の利活用等の在り方を検証し、 より迅速・柔軟に対応できる医療提供体制を再構築する。骨太方針2018、骨太方針2019等の内容に沿って、社 会保障制度の最接強化を着実に進め、人生100年時代に対応した社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆 保険・皆年金の維持、そして持続可能なものとして次世代への継承を目指す。



(参考) 新型コロナウイルス感染症対策としての栄養の重要性 2 今年度の栄養施策計画について 新型コロナウイルス感染症は、持続可能な開発目標の速度に向けた大きな脅威であり、その対策としての栄 養の取扱の重要性や、栄養のコニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)への統合の重要性が、最新の「世 界栄養格告」にも明む。 ※()内は、令和元年度予算額 1. 東京栄養サミットを契機にした食環境づくりの推進 界栄養報告」にも明記。 ② 東京栄養サミットでは、低<u>栄養と選栄養の双方</u>が国・地域・世帯内等に併存する「栄養不良の二重負荷」への対策が端語予定である中、<u>低栄養のみならず順度</u>乗や高血圧等も新型コロナウイルス感染症による死亡の危険因子として指摘されており。同サミットの内容と合致。 ③ こうした中、東京栄養サミットに向けて内部のと合致。 ③ こうした中、東京栄養サミットに向けて国際アドバイザリーグループの関係者からも、同サミットに向けて、新型コロナウイルス感染症が減や、そのために必要となるUHCの推進の観点から、栄養の重要性について国際的機運を高めていくべきとの声参数。同サミットへの関心も一層高まっている状況。 「世界現積解析 (Global Nutrition Report] 2013年の誘動とリトをつかけに全まれた。名ステーク水ルダーのコミットメントを追跡評価するために作られた場合権。デーク生場による 2013年の誘動とリトをさかけに全まれた。名ステーク水ルダーのコミットメントを追跡評価するために作られた場合権。アーク生場による 2013年の活動とフェロットで関係といるアラインでは、一般に表現による 2014年の表現では、一般に対する不良によっていた。「他のではこれていた」の表現を使むたうなからないため、一般に対する不良によっていた。 世界栄養報告2020 (2020年 6月22章) における記載(29) ○ 東京栄養サミットにおけるテクニカルセッション開催経費 <予算:81百万円> ○ 東京栄養サミットを契機とした国際貢献に向けた調査事業 <予算:46百万円> ○ 自然に健康になれる食環境づくりの推進事業 <予算:5百万円> 2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及 ○ 国民健康・栄養調査の実施 〈予第:227百万円(122百万円)〉 解解第1070 / A.A.基準値の参写等によりを記える課題 ○ 食事摂取基準等の策定 〈予第:10百万円(12百万円) ○ 健康日本21(第二次)分析評価事業の実施 〈予第:38百万円(28百万円) 委託先国立研究開発法人孫素基整・健康・栄養研究所〉 Covid-19 does not treat us equally. Undernourished people have weaker immune systems, and may be at greater risk of severe limites due to the virus. At the same time, poor metabolic health, including obesity and diabetes, is strongly inked to worse Covid-19 outcomes, including risk of hospitalisation and death. (後養子母の人工社会能能化す) 3. 管理栄養士等の養成・育成 ○ 実践領域での高度な人材育成の支援 <予第:10百万円(10百万円)、委託先:公卓社団法人日本求養士会> ○ 養成教育の更なる質の向上 <予第:10百万円(10百万円)、委託先:特定非営利活動法人日本栄養改善学会> ○ 管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保 <予第:62百万円(00百万円)> Sood nutrition is an essential part of an individual's defence against Covid-19. Nutritional resilience is a key element of a society's readiness to combat the threat. Focusing on nutritional well-being provides opportunities for stablishing synergies between public health and equity, in line with the 2030 Agenda for Sustainable Development. (日子本書はCovid-19基本を持有る上で不可欠な業業) ○ 特殊な調理に対応できる調理師研修事業 <予算:30百万円(28百万円)、補助先:公益社団法人調理技術技能センター> The 2020 Global Nutrition Report highlights the need to integrate nutrition into universal health coverage as an indispensable prerequisite for improving diets, saving lives and reducing healthcare spending, while ensuring that no one is left behind. Reversing the obesty epidemic would also lessent the burden on our healthcare systems, as obesity is not only one of the costiliest health conditions but also a major risk of Covid-19 hospitalisations and complications. (保管セルに大きたの意) 4. 地域における栄養指導の充実 今、把機能・おけるいるいるいる。今本業・30百万円(30百万円)補助先・民間団体(公募) 令和元年度事業提択数・6事業> ○ 糖尿病予防戦略事業の実施 <予算:37百万円(37百万円) 補助先:都道府県等 令和元年度内示数:50自治体> 出曲· 外務省作成資料



自然に健康になれる食環境づくりの推進事業

- 活力ある「人生100年時代」の実現に向けて、健康寿命の更なる延伸が課題であり、この課題解決を図る上で、栄養・食生活は最も重要な要素の一つである。
- 適切な栄養・食生活を支え、推進するための食環境づくりに向けて、令和2年秋頃に、**産学官及びその共同**

「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日 閣議決定)【抄】

- 6. 個別分野の取組
- (2) 新たに講ずべき具体的施策vi)疾病・介護の予防
- ① 人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進
- 3. 人生100年時代を見据式た健康づび、疾病・71歳子所の推進 小 予防・健康づびに向けた鬼の行動変容につなける取組の強化 ・ 健康無関心層も含め自然に健康になれる環境づくりの推進に向けて、2020年秋頃に産学官及びその 共同体等、様々な主体との連携体制を整備するとともに、効果的な減塩アプローチ等に関するエビデンス構 整全含砂線合砂盆施策について、栄養サミットのコミットメントとすることやアジア諸国等への国際展開も視野 に、検討を進める。



2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及

平成30年国民健康・栄養調査結果の概要について

調査の概要

【重点テーマ】

所得等社会経済的状況

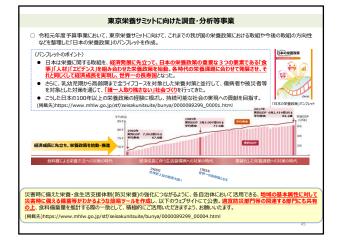
健康日本21(第二次)おける効果的な施策推進のための基礎資料を得るため、<u>所得、</u> 居住・労働環境、食物の入手可能性等と生活習慣等に関する実態把握を行う。

【調査の概要】

〈調査時期〉平成30年11月 〈調査客体〉約6,000世帯、約15,000人

〈調査項目〉

- 1)身体状況調査票(身長、体重、腹囲、血圧測定、血液検査等)
- 1/3/叶がルめュポッタ、(マニ、)をは、山上が川と、山が原生・ザン 2) 栄養摂取状況調査薬(食品摂取量、栄養素等摂取量、食事状況(欠食・外食等)) 3)生活習慣調査薬(食生活、身体活動・運動、休養(睡眠)、喫煙等に関する生活習慣
- 全般, 所得等を把握)



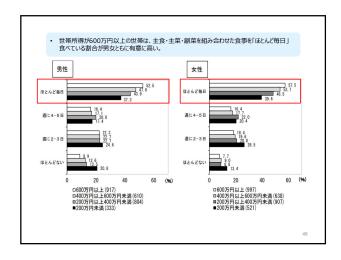
結果の概要

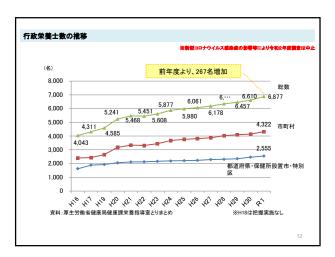
- ① 所得と生活習慣等に関する状況
- ・ 歩数の平均値は、世帯の所得が600万円以上の世帯員に比較して、男女ともに200万円未満の世帯員で有意に少ない。

所得と生活習慣等に関する状況(20歳以上)

			①200 万円未満				③400 万円以上		④600 万	可以上
					400 万円未満		600 万円未満			(1) (
			人数	割合 又は 平均値	人数	割合 又は 平均値	人数	割合 又は 平均値	人数	割合 vs v 又は ④ (平均値
		(男性)	281	10.5g	705	10.9g	537	11.1g	821	11.2g ★
	食塩摂取量の平均値	(女性)	453	9.2g	802	9.3g	574	9.2g	900	9.3g
1. 食生活	野菜摂取量の平均値	(男性)	281	253.9g	705	271.2g	537	301.2g	821	296.6g ★
		(女性)	453	266.6g	802	264.4g	574	283.7g	900	278.5g
	果物摂取量 100g 未満 の者の割合	(男性)	281	64.4%	705	65.3%	537	62.7%	821	67.9%
		(女性)	453	64.5%	802	56.3%	574	53.3%	900	55.7% ★
2. 運動	運動習慣のない者 の割合	(男性)	179	66.4%	439	70.6%	285	66.3%	407	61.7%
		(女性)	325	70.9%	534	76.5%	375	78.6%	560	63.1%
	参数の平均値	(男性)	253	5,327	653	6,751	522	7,243	798	7,015 ★
		(女性)	396	5,685	743	5.897	548	5.779	868	6.373 ★

(出典)原生労働省「平成30年国民健康・栄養調査結果の概要」





主食・主葉・副菜を組み合わせて食べることができない理由を所得別にみると、「食費の余裕がない上回答した者の割合は、世帯の所得が 600 万円以上の世帯員に比較して、男女ともこのり 万円未満の世帯員で最近高い。また、「外が多く難しい上回答した者の割合は、世帯の所得が 600 万円以上の世帯員に比較して、男女ともに 200 万円未満の

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の頻度が過5日以下と回答した者における 主食・主菜・副菜を組み合わせて食べることができない理由に関する状況(所得別、20歳以上)

			①200 万円未満	②200 万円以上 400 万円未満	③400 万円以上 600 万円未満	④600 万円以上	1) vs 4	2 vs 4	(3) VS (4)
解析対象者	(人)	(男性) (女性)	177 281	366 436	298 323	458 458			
時間がない	(%)	(男性) (女性)	31. 4 38. 9	37. 8 43. 6	38. 2 45. 7	37. 3 42. 3			
食費の余裕がない	(%)	(男性) (女性)	22. 1 28. 9	13. 7 18. 8	3. 8 8. 0	7. 6 5. 3			
手間がかかる	(%)	(男性) (女性)	41. 1 56. 5	44. 9 51. 8	45. 0 51. 6	39. 7 49. 7			
量が多くなる	(%)	(男性)	14. 0 22. 5	15. 4 26. 0	14. 6 18. 2	7. 8 18. 1			
外食が多く、難しい	(%)	(男性)	6. 9 3. 4	16. 8 6. 3	20. 8 4. 9	30. 2 11. 2			*
その他	(%)	(男性) (女性)	24. 7 21. 5	21. 1 17. 8	22. 5 16. 3	20. 7 18. 5			_

食事摂取基準の策定等

- 【背景】 ○ 食事摂取基準は、健康増進法第16条の2に基づき厚生労働大臣が定めるものとされ、国民の健康の保持・ 増進、生活習慣病の免症予防を目的として、エネルギー及び各栄養素の摂取量について、1日当たりの基 準を示したものであり、5年で上に改定を行っている。
 ○「日本人の食事摂取基準(2020年版)」では、更なる高齢化の進展を踏まえ、生活習慣病予防に加え、高齢
- 者のフレイル予防も視野に入れて策定。

【主な変更ポイント】

- 【主な変更ポイント】
 きめ細かな栄養施策を推進する観点から、50歳以上について、より細かな年齢区分による摂取基準を設定。
 高齢者のフレイル予防の観点から、総エネルギー量に占めるべきたんぱく質由来エネルギー量の割合(%エネルギートについて、65歳以上の日標量の下限を13%エネルギーから15%エネルギーに引き上げ。
 <u>若いうからの生芸習慣会予防を推進する</u>ため、以下の対応を実施。
 物和脂肪機、カウムについて、成外の目標量を新たに設定。
 一 キャリルは危塩相当豊いコップ、成外の目標量を55 g/日引き下げるとともに、高血圧及び慢性腎臓病(CKD)の重症化予防を目的とした量として、新たに定20 mg/日未満に留めることが望ましいこと記載。
- ※ 検討会報告書を踏まえ、令和2年1月に告示。

詳細は、「日本人の食事摂取基準(2020年版)」策定検討会報告書をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08517.html